

予算特別委員会資料

令和 8 年度予算説明書

経 済 観 光 局

目 次

頁

I	令和8年度経済観光局予算の概要	
1.	予 算 の 概 要	1
2.	主 要 施 策 の 概 要	1
3.	各会計別歳出予算	10
II	一 般 会 計	
1.	歳入歳出予算一覧表	11
2.	歳入予算の説明	12
3.	歳出予算の説明	17
4.	債務負担行為の説明	28
III	特別会計（市場事業費）	
1.	歳入歳出予算一覧表	29
2.	歳入予算の説明	30
3.	歳出予算の説明	31
4.	地方債の説明	33
5.	債務負担行為の説明	33
IV	特別会計（食肉センター事業費）	
1.	歳入歳出予算一覧表	34
2.	歳入予算の説明	35
3.	歳出予算の説明	36
4.	地方債の説明	38
V	その他の議案	
1.	第27号議案 神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例の件	39
2.	第28号議案 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を 改正する条例の件	43
3.	第29号議案 神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を 改正する条例の件	89
4.	第30号議案 神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件	97
5.	第31号議案 神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件	101
6.	第32号議案 神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件	104
VI	報告事項	
1.	北野異人館「萌黄の館」入館料改定	106
2.	六甲山牧場駐車料金改定	107

I 令和8年度経済観光局予算の概要

1. 予算の概要

神戸空港の国際化を原動力に、グローバル社会に開かれた新たな国際都市として、神戸を確かな成長へと導き、圏域経済を牽引する役割を果たす。一方で、物価高騰や深刻な人手不足等、市内事業者を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

その中で、令和8年度予算においては、市内事業者が抱える課題に対応して、経営の基盤を強化する幅広い支援を行うことで、市内事業者の稼ぐ力を強化し、経済の好循環の定着を図る。また、神戸経済の持続的な成長に向けて、世界の多様で豊かな活力を取り込んでいくため、空港国際化による効果を最大限活かし、神戸経済のグローバル化を推進する。

あわせて“市民の暮らし”を支える産業の振興と持続可能な社会の実現に向けて、以下の3つの柱に基づいた施策を展開する。

- I 「稼ぐ力の強化・域内経済循環の活性化」
- II 「里山再生・持続可能な農漁業の振興」
- III 「中央卸売市場の機能強化」

2. 主要施策の概要

(◎新規項目、○拡充項目)

[I. 稼ぐ力の強化・域内経済循環の活性化]

1. 中小事業者の経営基盤強化

(1) 人材確保支援

- ①若年人材等の採用・定着支援 162,677 千円

[うち、令和7年度2月補正 13,500 千円]

中小事業者等の人材確保および大学生や専修学校生等の若者の市内就職を促進するため、市内中小事業者ならびに中堅企業に勤務している市内在住の若年従業員に対する住宅手当等の上乗せ補助の対象を拡大するとともに、合同企業説明会等を開催する。

- ②就職氷河期・シニア世代の就労支援 56,000 千円

[うち、令和7年度2月補正 56,000 千円]

事業者の人材確保および就職氷河期・シニア世代の活躍を支援するため、市内事

業者への訪問・相談や事業者向けセミナーを通じて、効果的な求人開拓を行うとともに、キャリア相談や合同就職面接会、出張相談会等、求職者に向けた多面的な就労支援を実施する。

○ **(2) DX 推進支援・省力化の推進** 189,250 千円

[うち、令和7年度2月補正 171,250 千円]

DXによる経営課題解決を目指す中小企業に対して、相談窓口の設置や専門家派遣、システム導入にかかる費用の補助等を実施する。

また、市内中小企業の人手不足への対応を後押しするため、省力化につながる製品を研究・開発・実証する企業に対する補助を拡充する。

◎ **(3) 設備投資・研究開発支援** 816,000 千円

[うち、令和7年度2月補正 596,000 千円]

中小事業者の操業基盤の強化を図るため、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化に資する設備投資にかかる費用を補助する。

また、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興を図るため、中小事業者が行う水素関連事業や省力化につながる製品をはじめとする新事業展開のための製品開発等にかかる費用を補助する。

さらに、持続的な企業のコスト削減を促すため、国の重点支援地方交付金を活用し、省エネ設備更新を支援する。

○ **(4) 経営改善支援** 58,795 千円

物価高騰、人手不足の影響を受け、資金繰りに苦慮する小規模事業者を支援するため、中小企業融資制度（市独自資金）の融資限度額を引き上げるとともに、新たな事業展開や経営の効率化等に取り組む小規模事業者への信用保証料補助を拡充する。

また、中小事業者の様々な経営課題を解決するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談を行うとともに、経営課題解決に取り組む中小事業者等に対して、中小企業診断士等の資格をもった専門家を派遣する。

2. 神戸経済のグローバル化・イノベーション創出

(1) グローバル展開の支援

◎ ① 国際的プレゼンスの向上

204,148 千円

[うち、令和7年度2月補正 1,682 千円]

海外プロジェクトへの市内企業の参画や技術連携を促進するため、国際開発金融機関（アジア開発銀行）との連携を強化し、神戸市の国際的プレゼンスの向上に取り組むとともに、姉妹都市を含む海外都市、東南アジア・北米・欧州の拠点等を通じた、情報収集及び神戸の産業発展に資する国際ビジネス交流を実施する。



(ビジネスマッチング支援)

また、世界中の情報や資源とつながり神戸経済の発展を促進するため、海外関係機関と連携し市内スタートアップ等の海外展開を支援するとともに、ビジネスマッチングを通じた海外スタートアップ等の市内でのビジネス展開を実施する。

◎ ② 海外ビジネス支援

58,650 千円

[うち、令和7年度2月補正 29,650 千円]

市内事業者の海外への販路開拓を促進するため、多くのバイヤーが参加する台湾での海外展示会への出展を支援するとともに、米国市場への食品輸出の促進に向けて、商材選定・改良から規制対応、テストマーケティングまで一貫した伴走サポート等を実施する。

また、経済成長が著しいアフリカ地域における、新たなビジネス機会の創出や地域経済の活性化を図るため、アフリカビジネスフォーラムの継続開催に加え、アフリカ進出を具体的に検討する市内企業・スタートアップを対象に、市場調査や販路開拓に関する支援を実施する。

(2) イノベーション創出支援

○ ① 人材育成・スタートアップ等の創出・成長支援

215,956 千円

AI 関連技術が全産業分野において不可欠な基盤になることを見据え、AI・データサイエンスに関する素養、ビジネス力、各分野の専門知識を備えた人材を育成するため、外部専門機関や大学等と連携した研修プログラム等を実施するほか、AI

技術を活用した市内企業等の新たな事業の創出をさらに促進する。

また、創業支援、資金調達、海外展開等スタートアップの成長段階に合わせた支援に取り組むとともに、先端科学技術を活用したスタートアップの支援体制を強化し、さらなる神戸のスタートアップの成長につなげる。

○ ② **企業誘致のさらなる推進** 375,524 千円

税軽減やオフィス賃料等補助制度等のインセンティブを活用し、多様な進出ニーズに合わせた誘致活動を行う。さらに、海外拠点との連携や AI の活用検討等、神戸経済の活性化に資する域外企業の市内進出と投資促進に積極的に取り組む。

3. 市内産業の活性化

○ (1) **地元企業の新規事業創出支援** 78,310 千円

市内企業の高付加価値化を図るため、新規事業開発プログラムを提供し、市内事業者の事業創出を支援する。また、ものづくり産業の魅力を国内外に発信し、企業間取引を促進させるため、オープンファクトリーを開催する。



(オープンファクトリー)

さらに、市内クリエイティブ人材の持続的な成長と取引機会の拡大を目指し、市内クリエイティブ人材と企業との協業を支援する。

(2) **ファッション産業の振興** 51,102 千円

神戸ファッション産業の活性化を図るため、灘の酒・スイーツ・真珠・ケミカルシューズ等の販路開拓や魅力発信に向けて、関係団体と連携したプロモーションイベント等を実施する。

◎ (3) **地域商業の活性化** 232,838 千円

[うち、令和7年度2月補正 101,200 千円]

地域の個性を活かしたまちのにぎわいを創出するため、商店街・小売市場が主体的に取り組むにぎわいイベント・SNS を活用した魅力発信及び空き店舗活用等に対する補助に加え、多様な得意分野を持つ人材を派遣する応援隊派遣事業を実施する。

また、空き店舗への新規出店に対する補助の対象要件を拡充するほか、まちの安心・安全を確保するため、アーケードや街路灯といった共同施設にかかる改修費等の補助等、引き続き商店街・小売市場の活性化にむけた支援も実施する。

さらに、物価高騰対策として、国の重点支援地方交付金を活用し、生産・流通・小売に関わる多様な市内事業者と連携した食支援事業を、年間を通じて切れ目なく実施する。

4. 神戸の魅力を活かした観光振興

(1) 戦略的な観光誘客の推進

◎ ①観光地における受入れ環境整備 114,500 千円

[うち、令和7年度2月補正 84,000 千円]

観光産業の担い手不足等、観光地特有の地域課題を解消するため、有馬温泉地区において、旧有馬幼稚園舎を活用した児童預かり事業を、民間活力により実施する。



(有馬温泉天神泉源)

また、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に備え、観光客への情報発信、宿泊施設・交通

機関等、関係事業者との連携をはかりながら、観光危機管理体制を強化する。

さらに、誰もが安心して観光を楽しめる環境を整えるため、市内12か所で貸出可能な「どこでも車いす事業」を推進するとともに、ユニバーサルツーリズムを実施する事業者間の連携を強化する。

◎ ②広域周遊観光プロモーションの推進 71,941 千円

[うち、令和7年度2月補正 17,000 千円]

神戸への観光需要を喚起させるため、SNS・現地メディアを通じた情報発信や現地旅行会社の招聘視察ツアー（ファミトリップ）等、ターゲットに応じたプロモーションを実施する。

また、神戸空港の国際化による経済効果を広く波及させるため、淡路島、せとうちエリア等、神戸以西と連携した一体的な魅力発信や周遊促進に取り組む。

○ ③MICE 誘致の強化

273,000 千円

MICE 施設の劣化度調査の結果やニーズを踏まえ、施設のリニューアルのあり方を検討する。

また、神戸空港国際化を契機として、ビジネス需要を創出するため、一定規模の国際会議等について施設利用料金を無料とし、経済波及効果が大きい国際会議・展示会の誘致を強化する。

○ (2) 多様な観光資源のブランド力向上

158,756 千円

[うち、令和7年度2月補正 25,000 千円]

神戸ならではの多様な観光資源を活用した観光誘客を促進するため、「自転車で楽しむまち神戸」の情報発信や、「神戸登山プロジェクト」のさらなる拡充を図る。

また、神戸が有する豊かな食文化をきっかけとした国内外からの誘客を促進するため、神戸を象徴する食をテーマにした PR イベントを実施する。



(自転車で楽しむまち神戸)

(3) ナイトタイムエコノミーの推進

115,000 千円

[うち、令和7年度2月補正 5,000 千円]

経済波及効果の高い滞在型観光を推進するため、神戸ルミナリエを継続開催するほか、民間事業者と連携したナイトタイムコンテンツの造成及び発信することで、中心市街地での回遊と消費を促す取組みを支援する。

[Ⅱ. 里山再生・持続可能な農漁業の推進]

1. こうべ里山 SDG s 農業の推進

◎ (1) 多様な担い手の育成

239,610 千円

多様な農業の担い手を確保・育成するため、親元就農を含む農業の後継者に対する機械や施設等の導入支援を拡充するとともに、ラジコン草刈り機等のスマート農機の活用を促進する。



(スマート農機導入支援)

また、耕作放棄地の発生を防止するため、農業者以外が行う農業体験を通じたレクリエーション活動等、多様な利用ができる「だれでも農園」事業を実施する。

◎ (2) 有害鳥獣・外来生物対策

125,192 千円

イノシシやアライグマ等による農作物被害および生活環境被害を防止するため、市民団体等新たな捕獲従事者を確保し、近年被害が拡大しているアライグマの捕獲体制を強化するとともに、捕獲罠や ICT 機器を活用した効率的な捕獲対策、農地への侵入防止柵の整備に対する支援を行う。

また、捕獲した個体を埋設する捕獲従事者の負担軽減やジビエ処理にかかる人材を育成するため、有害鳥獣処理拠点施設の整備に着手する。

◎ (3) 里山・農村エリアの関係人口の創出

164,643 千円

[うち、令和7年度2月補正 9,000 千円]

里山・農村エリアへの移住・定住を促進するため、移住の相談対応や移住体験、空き家改修支援等を継続して行うとともに、ゆったりと暮らせる戸建て住宅の供給を進める。



(里山住宅の供給)

また、里山・農村エリアの関係人口創出のため、「道の駅淡河」の駐車場拡張等に着手する。

○（４）地域循環型農業の推進 116,643 千円

環境や生物多様性に配慮した有機農業をはじめとする地域資源循環型農業を推進するため、下水から回収された「こうべ再生リン」を配合した肥料「こうべハーベスト」および市内産堆肥の利用促進を継続するとともに、地域資源を利用して栽培した「BE KOBE 農産物」の普及拡大を図る。

また、里山の保全および地域資源の活用を推進するため、放置竹林を伐採・加工し、新たに家畜の敷料・堆肥等の農業利用を進めるとともに、畜産振興を推進するため、家畜防疫対策や但馬牛の流通促進を支援する。

さらに、水稻栽培における高温対策として、高温耐性品種の生育調査・収量試験を実施し、新品種の円滑な導入および収量の安定化に取り組む。

◎（５）農業生産基盤の整備 348,013 千円

[うち、令和7年度2月補正 50,000 千円]

豪雨等の自然災害による被害を防止・低減するため、ため池や水利施設・農道等の農業用施設を改修・廃止するとともに、ため池管理者の負担を軽減し、適正管理を推進するため、水位計等の ICT 機器の設置等による防災・減災対策を実施する。

また、ため池の新たな魅力創出や持続可能な維持管理方法を検討するため、農業用ため池の次代継承につなげる「こうべため池再生プロジェクト」として、調査・分析等を実施する。



(ため池管理システム)

2. 豊かな海づくりの推進

◎（１）豊かな海洋資源の保全 92,249 千円

[うち、令和7年度2月補正 15,000 千円]

神戸の豊かな海を守るため、漁業者が中心となって実施する海底耕耘や海底清掃、藻場の形成・保全に対する支援のほか、栽培漁業センターで育てた稚魚の放流を実施する。

また、燃油価格高騰の影響を受ける漁業者の経営を安定させるため、国の重点支援地方交付金を活用し、漁業用燃油の経費を支援する。

○ (2) 安心安全な漁港の推進

429,929 千円

[うち、令和7年度2月補正 263,500 千円]

災害に対する安全性を確保するため、塩屋漁港における波浪対策や、平磯海づり公園における手すりの安全対策工事に取り組むほか、施設の老朽化に伴う栽培漁業センターの大規模改修を実施する。



(平磯海づり公園)

[Ⅲ. 中央卸売市場の機能強化]

○ 1. 中央卸売市場の機能強化

7,810,604 千円

[うち、令和7年度2月補正 117,000 千円]

中央卸売市場本場の機能強化を図るため、冷蔵庫や買荷保管所・大規模加工場棟の新築工事を進める等、引き続き再整備事業に取り組むとともに、本場水産卸売場照明のLED化をはじめ、各市場において、市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。また、近年の物流事情等に対応するため、東部市場の将来像について、場内事業者とともに検討する。

2. 市内及び近隣産地で生産された青果物の集荷促進

6,300 千円

地産地消の推進と生産・流通・消費を通じた域内経済の好循環につなげるため、生産者団体・場内卸売業者と連携し、市内及び近隣産地の青果物の市場への集荷を促進する。

3. 各会計別歳出予算

(単位 千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	増△減	伸 率(%)
一 般 会 計	11,149,209	11,993,947	△ 844,738	△ 7.0
総 務 費	-	97,899	△ 97,899	△ 100.0
民 生 費	-	30,084	△ 30,084	△ 100.0
商 工 費	7,325,582	7,666,975	△ 341,393	△ 4.5
農 政 費	3,773,627	4,128,989	△ 355,362	△ 8.6
教 育 費	50,000	70,000	△ 20,000	△ 28.6
市場事業費	10,073,986	3,924,474	6,149,512	156.7
食肉センター事業費	1,105,541	989,888	115,653	11.7
局 合 計	22,328,736	16,908,309	5,420,427	32.1

Ⅱ 一 般 会 計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
17	使用料及手数料	566,872	542,852	24,020
	1 使用料	566,872	542,852	24,020
18	国庫支出金	125,763	185,480	△59,717
	2 補助金	125,763	185,480	△59,717
19	県支出金	829,999	882,369	△52,370
	2 補助金	829,989	882,359	△52,370
	3 委託金	10	10	-
20	財産収入	333,347	570,801	△237,454
	1 財産運用収入	296,113	533,567	△237,454
	2 財産売却収入	37,234	37,234	-
21	寄附金	114,060	109,060	5,000
	1 寄附金	114,060	109,060	5,000
22	繰入金	82,322	107,463	△25,141
	1 特別会計繰入金	-	-	-
	2 基金繰入金	82,322	107,463	△25,141
24	諸収入	1,937,749	2,039,046	△101,297
	1 納付金	267,866	302,398	△34,532
	4 受託事業収入	125	125	-
	5 貸付金元利収入	1,349,823	1,394,502	△44,679
	6 過年度収入	1,000	1,000	-
	7 雑入	318,935	341,021	△22,086
25	市債	764,000	955,000	△191,000
	1 市債	764,000	955,000	△191,000
歳入合計		4,754,112	5,392,071	△637,959

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
2	総務費	-	97,899	△97,899
	1 総務費	-	67,881	△67,881
	2 企画費	-	30,018	△30,018
4	民生費	-	30,084	△30,084
	1 民生総務費	-	30,084	△30,084
7	商工費	7,325,582	7,666,975	△341,393
	1 商工振興費	6,339,300	6,631,261	△291,961
	2 貿易観光費	986,282	1,035,714	△49,432
8	農政費	3,773,627	4,128,989	△355,362
	1 農業委員会費	173,325	177,197	△3,872
	2 農政総務費	1,901,524	2,138,677	△237,153
	3 生産振興費	1,294,587	1,318,936	△24,349
	4 農林土木費	404,191	494,179	△89,988
13	教育費	50,000	70,000	△20,000
	11 社会教育費	50,000	70,000	△20,000
歳出合計		11,149,209	11,993,947	△844,738

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
17 使用料及手数料	566,872	542,852	24,020	
1 使用料	566,872	542,852	24,020	
6 商工使用料	465,269	454,162	11,107	
1 ファッション美術館	56,000	56,000	-	入館料、施設使用料等
2 国際会議場	142	153	△11	建物使用料
3 国際展示場	4,900	4,939	△39	建物使用料
4 産業振興センター	87,300	85,128	2,172	ホール、会議室
5 ものづくり工場	292,192	284,257	7,935	生産施設、駐車場等
6 温泉	21,436	19,964	1,472	給湯料
7 有馬工房	1,121	1,075	46	建物使用料
8 観光案内所	1,981	2,449	△468	北野観光案内所
9 神戸セミナーハウス	197	197	-	土地使用料
7 農政使用料	101,603	88,690	12,913	
1 牧場	12,021	10,168	1,853	建物使用料
2 漁港	44,659	38,582	6,077	垂水漁港等
3 水産体験学習館	896	1,280	△384	研修室等
4 海づり公園	3,031	1,682	1,349	建物使用料
5 農政施設	6,033	6,405	△372	農村環境改善センター等
6 フィッシャリーナ	34,963	30,573	4,390	係船使用料

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
18 国庫支出金	125,763	185,480	△59,717	
2 補助金	125,763	185,480	△59,717	
5 商工費補助	60,480	80,130	△19,650	
1 商工振興費等補助	60,480	55,130	5,350	補助率1/2
2 デジタル田園都市国家構想推進交付金	-	25,000	△25,000	補助率3/4
6 農政費補助	57,283	91,350	△34,067	
1 地域整備費等補助	57,283	7,500	49,783	補助率10/10又は1/2
2 流通対策費補助	-	83,850	△83,850	
9 住宅費補助	8,000	14,000	△6,000	
1 公営住宅建設事業等推進費補助	8,000	14,000	△6,000	補助率1/3
19 県支出金	829,999	882,369	△52,370	
2 補助金	829,989	882,359	△52,370	
4 商工費補助	16,000	16,000	-	
1 商工振興費補助	16,000	16,000	-	補助率4/5又は1/2
5 農政費補助	813,989	866,359	△52,370	
1 農業委員会費補助	10,153	10,153	-	定額補助又は補助率10/10
2 地域整備費補助	490,629	458,446	32,183	定額補助、補助率10/10、3/4、2/3又は1/2
3 流通対策費補助	24,925	6,325	18,600	補助率10/10、3/4又は1/2
4 農産費補助	8,250	8,250	-	補助率10/10
5 農業基盤整備費補助	124,532	201,185	△76,653	定額補助、補助率10/10又は1/3
6 漁港修築費補助	55,500	82,000	△26,500	補助率1/2

款項目節		令和8年度	令和7年度	比較	説明
	7 畜産費補助	100,000	100,000	-	
3	委託金	10	10	-	
	4 其他委託金	10	10	-	
	2 農地事務委託金	10	10	-	
20	財産収入	333,347	570,801	△237,454	
1	財産運用収入	296,113	533,567	△237,454	
	1 貸地料	189,276	179,349	9,927	
	3 一般土地	189,276	179,349	9,927	一般市有土地
	2 貸家料	81,657	79,038	2,619	
	3 観光施設	3,015	2,871	144	
	4 産業振興センター	3,000	2,932	68	
	5 農政施設	44,788	42,381	2,407	
	7 一般建物	30,854	30,854	-	一般市有建物
	3 投資財産収入	25,180	25,180	-	
	1 株式配当金	25,180	25,180	-	
	4 其他財産運用収入	-	250,000	△250,000	
	1 通信設備	-	250,000	△250,000	
2	財産売却収入	37,234	37,234	-	
	1 土地売却代	238	238	-	
	3 一般土地	238	238	-	一般市有土地売却代
	3 物品売却代	36,996	36,996	-	
	3 経済観光局	36,996	36,996	-	

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
21 寄附金	114,060	109,060	5,000	
1 寄附金	114,060	109,060	5,000	
2 其他寄附	114,060	109,060	5,000	
11 経済観光局	114,060	109,060	5,000	
22 繰入金	82,322	107,463	△25,141	
2 基金繰入金	82,322	107,463	△25,141	基金の取崩しによる繰入
1 基金繰入金	82,322	107,463	△25,141	
1 都市整備等基金繰入	37,822	44,123	△6,301	
6 神戸SDGs基金繰入	44,500	63,340	△18,840	
24 諸収入	1,937,749	2,039,046	△101,297	
1 納付金	267,866	302,398	△34,532	
4 商工費納付金	254,435	288,793	△34,358	
1 中小企業融資制度 損失補償	41,835	35,693	6,142	損失補償回収金
2 輸出手形損失補償	2,600	2,600	-	損失補償回収金
3 商工施設	210,000	250,500	△40,500	利用料金納付金
5 農政費納付金	13,431	13,605	△174	
1 農政施設	13,431	13,605	△174	利用料金納付金
4 受託事業収入	125	125	-	
2 其他受託収入	125	125	-	
5 農地中間管理事務	125	125	-	

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
5 貸付金元利収入	1,349,823	1,394,502	△44,679	
2 商工費貸付金返還金	982,175	1,082,002	△99,827	
1 中小企業融資貸付金	982,175	1,082,002	△99,827	
3 其他貸付金返還金	367,648	312,500	55,148	
4 畜産運営資金貸付金	367,648	312,500	55,148	
6 過年度収入	1,000	1,000	-	
1 過年度収入	1,000	1,000	-	
3 県支出金戻入	1,000	1,000	-	
7 雑入	318,935	341,021	△22,086	
5 償還金	145,599	152,476	△6,877	
20 ものづくり工場	117,981	125,535	△7,554	
21 産業振興センター	27,000	26,030	970	
22 農政施設	618	911	△293	
9 雑入	173,336	188,545	△15,209	
1 市長室	-	7,450	△7,450	
12 経済観光局	173,336	181,095	△7,759	
25 市債	764,000	955,000	△191,000	
1 市債	764,000	955,000	△191,000	
9 其他	764,000	955,000	△191,000	
5 商工施設等整備事業公債	508,000	627,000	△119,000	
6 農政施設整備事業公債	42,000	74,000	△32,000	
7 漁業施設整備事業公債	98,000	101,000	△3,000	
8 農業基盤整備事業公債	116,000	153,000	△37,000	
歳入合計	4,754,112	5,392,071	△637,959	

3. 歳出予算の説明

第7款 「商工費」

第1項 「商工振興費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費	7,325,582	7,666,975	△341,393	84,480	508,000	2,268,002	4,465,100
1 商工振興費	6,339,300	6,631,261	△291,961	76,480	504,000	2,143,652	3,615,168
1 職 員 費	1,376,339	1,375,920	419	-	-	200	1,376,139
2 商工総務費	1,271,574	1,184,010	87,564	-	85,000	298,047	888,527
3 商工振興費	2,028,615	2,465,324	△436,709	76,480	360,000	700,106	892,029
4 中小企業 経営支援費	466,652	429,934	36,718	-	59,000	117,300	290,352
5 中小企業 金融対策費	1,196,120	1,176,073	20,047	-	-	1,027,999	168,121

第1目 「職員費」

1,376,339 千円

商工行政に携わる職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	616,271 千円
2 職員手当等	489,897 千円
3 共済費	204,830 千円
4 報酬	13,994 千円
5 会計年度任用職員	51,347 千円

第2目 「商工総務費」

1,271,574 千円

地域経済の振興、就業促進・雇用対策、神戸ファッション美術館の運営、コンベンション機能の強化等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 地域経済の振興	149,147 千円
(1) 産業集積対策事業	37,800 千円
(2) 都市型創造産業の振興	2,000 千円
(3) 勤労者福祉の充実	77,635 千円
(4) 神戸マイスター制度等	31,712 千円
2 就業促進・雇用対策	190,858 千円
(1) 若者の市内就職の促進	158,937 千円
(2) 関係機関と連携した雇用施策	8,685 千円
(3) 市内企業・景況雇用動向調査等	23,236 千円
3 神戸ファッション美術館の運営	354,599 千円
4 コンベンション機能の強化	576,970 千円
(1) グローバルMICE都市・KOBEの推進	307,418 千円

(2) 神戸国際会議場・展示場の管理運営	173,174 千円
(3) 神戸国際会議場・展示場改修	96,378 千円
第3目 「商工振興費」	2,028,615 千円
中小企業の振興、ファッション産業の振興、商業の振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。	
1 中小企業の振興	920,605 千円
(1) 市内中小事業者のDX推進	21,612 千円
(2) 水素産業・航空宇宙産業等への参入促進	25,952 千円
(3) 中小企業支援補助事業	239,950 千円
(4) 技術支援事業	27,000 千円
(5) 海外ビジネス支援	13,337 千円
(6) 中小企業の経営安定等	5,762 千円
(7) 中小製造業の販路拡大支援	14,624 千円
(8) 外国人材獲得支援	9,940 千円
(9) ものづくり支援施設の管理運営等	562,428 千円
2 ファッション産業の振興	158,744 千円
(1) 「ファッション都市・神戸」のPR	9,102 千円
(2) 「灘の酒」のPR	10,500 千円
(3) シューズ産業販路開拓支援	10,000 千円
(4) 「真珠のまちKOB E」の国内外への発信	5,500 千円
(5) ファッション産業の活性化支援等	18,092 千円
(6) 神戸ファッションマート改修費	105,550 千円
3 商業の振興	145,411 千円
(1) 地域商業活性化支援事業	59,826 千円
(2) 商店街・市場「応援隊」派遣事業	19,212 千円
(3) 商店街・小売市場共同施設等建設補助	40,000 千円
(4) 魚腸骨再資源化推進事業	2,350 千円
(5) 商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業	3,600 千円
(6) 事業者の育成・組織強化等	20,423 千円
4 新産業の育成・集積	227,914 千円
(1) 起業家の裾野拡大・創出支援	117,500 千円
(2) グローバル視点でのスタートアップ支援	11,500 千円
(3) スタートアップ集積・イノベーション創出促進	58,754 千円
(4) シアトルビジネスオフィスの運営	40,160 千円
5 企業誘致等の推進	342,407 千円
(1) 企業誘致の推進・強化	306,162 千円
(2) 欧州ビジネスオフィスの運営	36,245 千円
6 地域経済の振興	136,640 千円
(1) 産業集積対策事業	28,670 千円
(2) 都市型創造産業の振興	78,970 千円

(3) PRイベントの再編	29,000 千円
7 国際交流の推進	96,894 千円
(1) 姉妹都市等との交流	65,275 千円
(2) 天津経済貿易連絡事務所の運営	31,619 千円
第4目 「中小企業経営支援費」	466,652 千円
中小企業経営支援、産業振興センターの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。	
1 中小企業経営支援	32,420 千円
(1) 起業・創業支援事業	15,586 千円
(2) 経営相談・経営支援事業	15,334 千円
(3) 販路開拓支援事業	1,500 千円
2 産業振興センターの管理運営等	434,232 千円
第5目 「中小企業金融対策費」	1,196,120 千円
中小企業融資制度等の金融対策に要する経費である。	

第2項 「貿易観光費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費	7,325,582	7,666,975	△341,393	84,480	508,000	2,268,002	4,465,100
2 貿易観光費	986,282	1,035,714	△49,432	8,000	4,000	124,350	849,932
1 貿易振興費	43,970	33,222	10,748	-	-	-	43,970
2 観光事業費	942,312	1,002,492	△60,180	8,000	4,000	124,350	805,962

第1目 「貿易振興費」

43,970 千円

貿易の促進等に要する経費である。

第2目 「観光事業費」

942,312 千円

観光交流の推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- 1 神戸観光局による観光戦略の推進 5,211 千円
- 2 国内観光プロモーション 43,390 千円
- 3 インバウンド観光プロモーション 207,033 千円
 - (1) インバウンド観光プロモーション 27,677 千円
 - (2) プロモーション事業及び各種分担金・会費等 179,356 千円
- 4 受入環境の整備 296,693 千円
 - (1) Wi-Fi・クラウドを活用したICTおもてなし環境の構築 28,095 千円
 - (2) 観光案内板の維持管理 1,610 千円
 - (3) 総合インフォメーションセンター・観光案内所の運営等 266,988 千円
- 5 地域資源を活かした観光振興 389,985 千円
 - (1) 六甲・摩耶観光の振興 97,560 千円
 - ①六甲・摩耶エリア全体の活性化の推進 41,500 千円
 - ②神戸登山プロジェクト 38,256 千円
 - ③イベント開催支援等 17,804 千円
 - (2) 神戸ルミナリエの開催支援 110,000 千円
 - (3) 神戸フィルムオフィス事業 42,148 千円
 - (4) 市街地・港観光の振興 26,617 千円
 - (5) 有馬観光の振興 113,660 千円
 - ①有馬温泉泉源の維持管理・改修 104,771 千円
 - ②太閤の湯殿館、有馬温泉観光交流センターの運営等 8,889 千円

第8款 「農政費」

第1項 「農業委員会費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	3,773,627	4,128,989	△355,362	871,282	256,000	766,348	1,879,997
1 農業委員会費	173,325	177,197	△3,872	10,163	-	825	162,337
1 委 員 費	28,687	28,752	△65	3,500	-	-	25,187
2 職 員 費	134,768	138,035	△3,267	5,653	-	-	129,115
3 運 営 費	9,870	10,410	△540	1,010	-	825	8,035

第1目 「委員費」

28,687 千円

農業委員会委員の報酬及び旅費に要する経費である。

第2目 「職員費」

134,768 千円

農業委員会職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	51,154 千円
2 職員手当等	43,322 千円
3 共済費	22,935 千円
4 旅費	225 千円
5 会計年度任用職員	17,132 千円

第3目 「運営費」

9,870 千円

農業委員会の運営等に要する経費である。

第2項 「農政総務費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	3,773,627	4,128,989	△355,362	871,282	256,000	766,348	1,879,997
2 農政総務費	1,901,524	2,138,677	△237,153	541,962	42,000	92,426	1,225,136
1 職 員 費	735,590	729,823	5,767	-	-	-	735,590
2 農政総務費	132,482	584,144	△451,662	3,305	15,000	58,737	55,440
3 地域整備費	1,033,452	824,710	208,742	538,657	27,000	33,689	434,106

第1目 「職員費」

735,590 千円

農政に携わる職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	318,406 千円
2 職員手当等	246,493 千円
3 共済費	120,207 千円
4 報酬	460 千円
5 会計年度任用職員	50,024 千円

第2目 「農政総務費」

132,482 千円

こうべアグリパーク及び六甲山牧場の管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 こうべアグリパーク管理運営等	53,313 千円
2 六甲山牧場管理運営、改修	34,726 千円
3 農政の基本調査及び農業振興センター運営等	44,443 千円

第3目 「地域整備費」

1,033,452 千円

里山・農村地域の活性化等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 持続可能な農業の振興	430,334 千円
(1) 農地管理神戸方式の構築	14,800 千円
(2) 新規就農者・農業後継者の確保	209,341 千円
(3) 多様な担い手の育成	115,943 千円
(4) 農村環境の保全	90,250 千円
2 農村定住環境の整備	445,133 千円
(1) 神戸里山暮らしの推進	67,542 千円
(2) 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金事業	377,591千円
3 有害鳥獣及び特定外来生物対策事業	125,192 千円
(1) 餌付け禁止対策及び緊急対応事業	9,678 千円
(2) 有害鳥獣捕獲班員の育成・確保	2,793 千円
(3) 捕獲体制の整備	41,621 千円

(4) 鳥獣被害防止総合対策事業	10,226 千円
(5) 歴史ある建築物への獣害対策	1,000 千円
(6) 特定外来生物対策	45,024 千円
(7) 有害鳥獣処理拠点施設（ジビエ処理等）の整備	14,850 千円
4 稲作振興事業	19,640 千円
5 農村環境改善センター等管理運営・補修等	13,153 千円

第3項 「生産振興費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	3,773,627	4,128,989	△355,362	871,282	256,000	766,348	1,879,997
3 生産振興費	1,294,587	1,318,936	△24,349	194,625	98,000	673,097	328,865
1 流通対策費	351,867	394,069	△42,202	30,875	-	105,470	215,522
2 農 産 費	28,400	24,758	3,642	8,250	-	3,440	16,710
3 畜 産 費	483,036	432,579	50,457	100,000	-	371,640	11,396
4 水 産 費	320,284	303,530	16,754	-	49,000	192,547	78,737
5 漁港修築費	111,000	164,000	△53,000	55,500	49,000	-	6,500

第1目 「流通対策費」

351,867 千円

農産物の生産振興、フルーツ・フラワーパークの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 食都神戸の推進	6,000 千円
2 フルーツ・フラワーパーク管理運営等	298,060 千円
3 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」運営	6,915 千円
4 神戸産農産物の認知度向上事業	5,950 千円
5 食農教育推進事業（こうべ給食畑推進事業）	1,500 千円
6 環境保全型農業直接支援対策等	33,442 千円

第2目 「農産費」

28,400 千円

果樹・花き振興対策等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 「街の彩」創出事業	15,150 千円
2 果樹振興対策	5,000 千円
3 生産組織育成対策等	8,250 千円

第3目 「畜産費」

483,036 千円

畜産振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 畜産振興対策	480,236 千円
(1) 肉牛経営資金融資	367,648 千円
(2) 畜産クラスター事業	100,000 千円
(3) 神戸ビーフ振興対策等	12,588 千円
2 家畜衛生防疫対策	2,800 千円

第4目 「水産費」

320,284 千円

漁業振興、漁港関連施設管理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 漁業振興対策（漁業施設の維持管理、漁船保険加入助成等）	60,769 千円
-------------------------------	-----------

2	水産会館管理運営	6,600 千円
3	海づり公園	11,746 千円
4	水産体験学習館管理運営	12,100 千円
5	栽培漁業センター管理運営	113,631 千円
6	神戸フィッシャリーナ管理運営	34,537 千円
7	水産多面的機能発揮対策事業	2,301 千円
8	漁港関連施設管理等	78,600 千円

第5目 「漁港修築費」 111,000 千円

漁港施設の整備に要する経費である。

第4項 「農林土木費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	3,773,627	4,128,989	△355,362	871,282	256,000	766,348	1,879,997
4 農林土木費	404,191	494,179	△89,988	124,532	116,000	-	163,659
1 農業基盤整備費	404,191	494,179	△89,988	124,532	116,000	-	163,659

第1目 「農業基盤整備費」

404,191 千円

農業の土地基盤整備、東播用水事業等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 農地等整備事業	90,483 千円
(1) 農道舗装工事等	64,223 千円
(2) 道路移管等推進助成	12,240 千円
(3) 井吹南ほ場整備事業	12,820 千円
(4) 土地改良事業	1,200 千円
2 水利施設整備事業	220,970 千円
(1) 県営事業等	167,860 千円
(2) 市単事業	30,953 千円
(3) ため池防災対策等	17,757 千円
(4) こうべため池再生プロジェクト	4,400 千円
3 東播用水対策事業	57,938 千円
4 住民参画型森林整備事業等	2,800 千円
5 森林環境譲与税の活用	32,000 千円

第13款 教育費

第11項 「社会教育費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
13 教 育 費	50,000	70,000	△20,000	-	-	-	50,000
11 社会教育費	50,000	70,000	△20,000	-	-	-	50,000
2 水族園費	50,000	70,000	△20,000	-	-	-	50,000

第2目 「水族園費」

50,000 千円

水族園の再整備後の減収補填に要する経費である。

4. 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
神戸市内企業住宅手当等支援補助金	令和8～11年度	300,000	
国際展示場改修工事	令和8～9年度	321,000	
神戸ファッション美術館改修	令和8～9年度	319,000	
神戸ファッションマート改修	令和8～9年度	294,000	
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和8～9年度	10,000	
中小企業投資促進等助成制度	令和8～9年度	178,000	
ものづくり工場改修	令和8～9年度	10,000	
知的交流拠点整備事業	令和8～14年度	73,000	
海外展示会出展支援	令和8～9年度	3,000	
産業振興センター改修	令和8～9年度	10,000	
総合インフォメーションセンター再整備	令和8～11年度	33,000	
フルーツ・フラワーパーク改修	令和8～9年度	149,000	
神戸北大型米貯蔵・出荷調整施設改修事業	令和8～9年度	196,000	
栽培漁業センター改修	令和8～9年度	81,000	
漁港施設機能強化事業	令和8～10年度	116,000	

Ⅲ 特別会計（市場事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
1 事業収入		1,934,055	1,926,765	7,290
	1 使用料及手数料	1,415,288	1,410,538	4,750
	2 諸収入	518,767	516,227	2,540
2 国庫支出金		579,104	12,560	566,544
	1 補助金	579,104	12,560	566,544
3 県支出金		6,252	6,248	4
	1 補助金	6,252	6,248	4
4 繰入金		746,574	515,900	230,674
	1 他会計繰入金	746,574	515,900	230,674
5 繰越金		1	1	-
	1 繰越金	1	1	-
6 市債		6,808,000	1,463,000	5,345,000
	1 市債	6,808,000	1,463,000	5,345,000
歳入合計		10,073,986	3,924,474	6,149,512

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
1 事業費		9,298,327	3,360,857	5,937,470
	1 職員費	409,745	427,282	△ 17,537
	2 運営費	1,157,129	1,117,879	39,250
	3 施設整備費	7,731,453	1,815,696	5,915,757
2 繰出金		772,659	560,617	212,042
	1 他会計へ繰出金	772,659	560,617	212,042
3 予備費		3,000	3,000	-
	1 予備費	3,000	3,000	-
歳出合計		10,073,986	3,924,474	6,149,512

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
1 事業収入	1,934,055	1,926,765	7,290	
1 使用料及手数料	1,415,288	1,410,538	4,750	
1 使用料	1,415,288	1,410,538	4,750	
1 卸売業者等	182,315	170,997	11,318	売上金額の2.5/1000等
2 市場施設	1,232,973	1,239,541	△6,568	卸売場、仲卸売場、冷蔵庫棟等
2 諸収入	518,767	516,227	2,540	
1 財産収入	24,412	23,389	1,023	
1 貸地料等	24,412	23,389	1,023	
2 雑収入	494,355	492,838	1,517	
1 償還金	473,528	472,504	1,024	電気、水道等償還金
2 其他	20,827	20,334	493	
2 国庫支出金	579,104	12,560	566,544	
1 補助金	579,104	12,560	566,544	
1 施設整備費補助	579,104	12,560	566,544	
1 施設整備費補助	579,104	12,560	566,544	
3 県支出金	6,252	6,248	4	
1 補助金	6,252	6,248	4	
1 施設整備費補助	6,252	6,248	4	
1 施設整備費補助	6,252	6,248	4	補助率1/3
4 繰入金	746,574	515,900	230,674	
1 他会計繰入金	746,574	515,900	230,674	
1 一般会計繰入金	746,574	515,900	230,674	
1 一般会計繰入金	746,574	515,900	230,674	一般会計から財源補填のため繰入
5 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
6 市債	6,808,000	1,463,000	5,345,000	
1 市債	6,808,000	1,463,000	5,345,000	起債承認見込額
1 中央卸売市場整備事業公債	6,808,000	1,463,000	5,345,000	
1 中央卸売市場整備事業公債	6,808,000	1,463,000	5,345,000	
歳入合計	10,073,986	3,924,474	6,149,512	

3. 歳出予算の説明

第1款 「事業費」

第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	9,298,327	3,360,857	5,937,470	585,356	6,808,000	1,253,837	651,134
1 職員費	409,745	427,282	△17,537	-	-	-	409,745
1 職員費	409,745	427,282	△17,537	-	-	-	409,745

第1目 「職員費」

409,745千円

市場事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	176,220千円
2 職員手当等	153,209千円
3 共済費	66,829千円
4 報酬	510千円
5 旅費	1,097千円
6 会計年度任用職員	11,880千円

第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	9,298,327	3,360,857	5,937,470	585,356	6,808,000	1,253,837	651,134
2 運営費	1,157,129	1,117,879	39,250	-	-	938,119	219,010
1 本場運営費	809,490	773,737	35,753	-	-	717,387	92,103
2 東部市場運営費	347,639	344,142	3,497	-	-	220,732	126,907

第1目 「本場運営費」

809,490千円

本場の管理運営、集荷対策等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 管理運営費	791,515千円
2 本場・東部市場間における共同集荷の推進	5,175千円
3 市内及び近隣産地で生産された青果物の集荷促進	6,300千円
4 東部市場の将来像検討事業	6,500千円

第2目 「東部市場運営費」

347,639千円

東部市場の管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 管理運営費	346,670千円
2 市場活性化対策費等	969千円

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	9,298,327	3,360,857	5,937,470	585,356	6,808,000	1,253,837	651,134
3 施設整備費	7,731,453	1,815,696	5,915,757	585,356	6,808,000	315,718	22,379
1 施設整備費	7,731,453	1,815,696	5,915,757	585,356	6,808,000	315,718	22,379

第1目 「施設整備費」 7,731,453千円

本場および東部市場の施設整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- | | |
|----------------|-------------|
| 1 本場再整備事業 | 7,206,104千円 |
| 2 本場PFI事業 | 321,970千円 |
| 3 本場施設・設備の改修等 | 152,379千円 |
| 4 東部市場施設・設備の改修 | 51,000千円 |

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	772,659	560,617	212,042	-	-	680,219	92,440
1 他会計へ繰出金	772,659	560,617	212,042	-	-	680,219	92,440
1 公債費へ繰出金	772,659	560,617	212,042	-	-	680,219	92,440

第1目 「公債費へ繰出金」 772,659千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000

4. 地方債の説明

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備事業	6,808,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

5. 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事項	期間	限度額	備考
本場施設再整備（買荷保管所・大規模加工場棟新築工事）	令和8～9年度	2,086,916	
本場施設整備（予防保全工事）	令和8～9年度	175,000	

IV 特別会計（食肉センター事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
1 事業収入		265,720	243,674	22,046
	1 使用料及手数料	184,203	168,606	15,597
	2 諸収入	81,517	75,068	6,449
2 繰入金		543,821	451,214	92,607
	1 他会計繰入金	543,821	451,214	92,607
3 市債		296,000	295,000	1,000
	1 市債	296,000	295,000	1,000
歳入合計		1,105,541	989,888	115,653

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和8年度	令和7年度	比較
1 事業費		872,147	851,301	20,846
	1 職員費	72,910	86,355	△ 13,445
	2 運営費	503,237	469,946	33,291
	3 施設整備費	296,000	295,000	1,000
2 繰出金		231,394	136,587	94,807
	1 他会計へ繰出金	231,394	136,587	94,807
3 予備費		2,000	2,000	-
	1 予備費	2,000	2,000	-
歳出合計		1,105,541	989,888	115,653

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和8年度	令和7年度	比較	説明
1 事業収入	265,720	243,674	22,046	
1 使用料及手数料	184,203	168,606	15,597	
1 使用料	184,203	168,606	15,597	
1 食肉センター	38,343	32,104	6,239	
2 卸売業者	41,209	32,068	9,141	売上金額の2/1000
3 市場施設	104,651	104,434	217	冷蔵庫等
2 諸収入	81,517	75,068	6,449	
1 財産収入	1,500	805	695	
1 株式配当金	1,500	805	695	
2 雑収入	80,017	74,263	5,754	
1 償還金	80,017	74,263	5,754	電気、水道等償還金
2 繰入金	543,821	451,214	92,607	
1 他会計繰入金	543,821	451,214	92,607	
1 一般会計繰入金	543,821	451,214	92,607	
1 一般会計繰入金	543,821	451,214	92,607	一般会計から財源補填のため繰入
3 市債	296,000	295,000	1,000	
1 市債	296,000	295,000	1,000	起債承認見込額
1 食肉センター整備 事業公債	296,000	295,000	1,000	
1 食肉センター整備 事業公債	296,000	295,000	1,000	
歳入合計	1,105,541	989,888	115,653	

3. 歳出予算の説明

第1款 「事業費」

第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	872,147	851,301	20,846	-	296,000	81,517	494,630
1 職員費	72,910	86,355	△13,445	-	-	-	72,910
1 職員費	72,910	86,355	△13,445	-	-	-	72,910

第1目 「職員費」

72,910千円

食肉センター事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	27,277千円
2 職員手当等	25,959千円
3 共済費	10,867千円
4 報酬	81千円
5 旅費	280千円
6 会計年度任用職員	8,446千円

第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	872,147	851,301	20,846	-	296,000	81,517	494,630
2 運営費	503,237	469,946	33,291	-	-	81,517	421,720
1 運営費	503,237	469,946	33,291	-	-	81,517	421,720

第1目 「運営費」

503,237千円

西部市場の管理運営等に要する経費である。

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	872,147	851,301	20,846	-	296,000	81,517	494,630
3 施設整備費	296,000	295,000	1,000	-	296,000	-	-
1 施設整備費	296,000	295,000	1,000	-	296,000	-	-

第1目 「施設整備費」

296,000千円

西部市場の施設整備に要する経費である。

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	231,394	136,587	94,807	-	-	184,203	47,191
1 他会計へ繰出金	231,394	136,587	94,807	-	-	184,203	47,191
1 公債費へ繰出金	231,394	136,587	94,807	-	-	184,203	47,191

第1目 「公債費へ繰出金」

231,394千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度	比較	令和8年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000

4. 地方債の説明

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター整備事業	296,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

V その他の議案

第 27 号議案

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例の件

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、神戸市（以下「市」という。）が兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生及び債務の整理の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 20 条第 4 項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第 8 条第 1 項に規定する業務方法書に従い中小企業者等が受ける融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を保証協会が履行することにより中小企業者等に対して取得する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額をその対価としてする譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 市又は兵庫県（以下「県」という。）と保証協会との間で締結される契約であって、次に掲げる事項を定めたものをいう。

ア 保証協会が中小企業者等に対して有する求償権（保証協会がイの規定に基づいて補償の対象とされた保証債務を履行したことにより、中小企業者等に対して取得するものに限る。以下アにおいて同じ。）に基づいて当該中小企業者等から受けた支払い（以下「回収金」という。）の金額が当該

求償権の額に満たない場合又は保証協会が中小企業者等に対して求償権を行使しても当該中小企業者等から支払いがなかった場合に、市又は県が保証協会に対して、その全部又は一部を補償すること

イ 補償の対象となる保証債務

ウ 保証協会が市又は県から保証債務の補償を受けた場合において、保証協会が回収金を取得したときは、保証協会が当該回収金に相当する額を補償した市又は県に納付すること。

(5) 回収納付金 前号ウの規定に基づき、保証協会が市又は県に納付しなければならない金銭をいう。

(6) 負担金に関する協定 県中小企業融資制度（県が金融機関及び保証協会の協力のもと、県内の中小企業者等の経営の安定と発展を図るために設けている融資制度をいう。）の実施のために、県が締結した損失補償契約に基づいて県が保証協会に支払うこととなる損失補償金のうち、市がその一部を負担することを定めた協定をいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第3条 保証協会は、市と締結した損失補償契約の対象となる保証債務及び負担金に関する協定の対象となる保証債務の履行によって取得する求償権について、当該求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が次の各号のいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。この場合において、市長は、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

(1) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であって、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受け

て策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- (2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定による調停条項を定めたものを除く。）又は同法第20条において準用する民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画若しくは債務の弁済に関する計画
- (5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (6) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言（同法第135条第5項の規定により決定された事項又は同項に規定する専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (8) 前各号に定めるもののほか、中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画であって規則で定めるもの
(市会への報告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを市会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域経済の振興に資するために市が保証協会に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。

第 28 号議案

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例の件

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和 2 年 3 月 条例第
46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をい う。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号 に掲げる用語の意義は、それぞれ当 該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定地域 次に掲げる地域をい う。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 神戸エンタープライズゾーン</p>

(特定事業又は中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。

(6)、(7) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

(特定事業、中核事業又は特例中核事業の集積を促進するために市長が指定する地域をいう。以下同じ。)

エ [略]

(2)～(4) [略]

(5) 中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼすものであって市長が指定するものをいう。ただし、次号に規定する特例中核事業に該当するものを除く。

(6) 特例中核事業 前号の規定により市長が指定する対象事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められるものであって市長が指定するものをいう。

(7)、(8) [略]

(オフィスビル事業計画の認定)

第3条 神戸オフィスビル建設促進ゾーン内において、オフィスビルを新築（建築物がない敷地に適法に建築物を建築する行為をいう。）又は建替え（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第7号に規定する建替えをいう。）をしようとする者

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルの建設に着手する日の30日前までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

及び当該オフィスビルの敷地である土地の所有者は、当該オフィスビルに係る建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）の申請書を提出する日までに、オフィスビル事業に関する計画（以下「オフィスビル事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該オフィスビル事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 第1項の認定の対象となるオフィスビルは、当該オフィスビル事業計画が第1条の目的に合致し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに建設が完了するもの

(6) 神戸市の市税に未納、滞納又は未申告がないオフィスビル認定事業者がオフィスビル事業を行うもの

(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

5 [略]

(オフィスビルの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスビルの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスビルの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

5 [略]

(オフィスビルの建設着手期限の延長)

第4条 前条第4項第4号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業に係るオフィスビルの建設の着手をすることができないと認めるときは、オフィスビル認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(オフィスビル事業に係る家屋又はその敷地である土地に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第9条 [略]

2 [略]

3 第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて同項の変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は第3条第1項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までにオフィスビルの建設が完了した場合に限り、第1項の規定を適用する。

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業及び中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

(事業計画の認定)

第12条 神戸エンタープライズゾーン内に所在する事務所又は事業所において認定事業（特定事業、中核事業及び特例中核事業をいう。以下同じ。）を行おうとする者（当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業を開始する日（認定事業者（この項の規定により市長の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が当該認定事業を開始する日として第34条の規定により届け出た日をいう。以下「事業開始日」という。）までに、当該認定事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを市長に提出し、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2、3 [略]

4 特例中核事業に係る事業計画（以下「特例中核事業計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特例中核事業の内容

(2) 特例中核事業を行おうとする者に関する事項

(3) 特例中核事業に係る施設に関する事項

4、5 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画(以下「事業変更計画」という。)を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画(前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 神戸市の市税に滞納又は未申告

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5、6 [略]

(事業計画の変更)

第13条 前条第1項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、同項の認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、市長に変更後の事業計画(以下「事業変更計画」という。)を提出し、認定を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものとして市長が認めるものであるときは、この限りでない。

2 [略]

(事業計画の認定の取消し)

第14条 市長は、認定事業者が、その認定を受けた事業に関する計画(前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1)、(2) [略]

(3) 市税を滞納したとき。

があったとき。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(4) [略]

(認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第15条 認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるもの又はこれらの敷地である土地で、当該認定事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度からそれぞれ同表に掲げる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

事業区分	適用 年度	割合
------	----------	----

1	特定事業	別表第1の2の項、6の項、7	5年3度分	3分の2
2	中核事業	の項又は9の項に掲げる分野に		
3	特例中核事業	該当する事業のうち規則で定めるもの	10年3度分	3分の2
4	特定事業	この表の1の項から3の項まで	5年2度分	2分の1
5	中核事業	に掲げるもの以外のもの		
6	特例中核事業		10年2度分	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。))を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。))を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、

の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2) [略]

(3) 当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設に着手するもの

(4) [略]

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定事業対象期間内に、当該認定事業計画に係る認定事業の用に供するもの

(3) 事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日

(3) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間に限り当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間内に認定事業が開始され

までに新たに取得したもの

(4) [略]

(認定事業に係る施設の建設着手期限の延長)

第17条 第15条第4項第3号の規定にかかわらず、市長は、災害その他やむを得ない理由により、第15条第4項に規定する土地の取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする認定事業計画に係る認定事業に係る施設の建設の着手をすることができないと認めるときは、認定事業者からの申請により、1年以内の期間を限って当該期間を延長することができる。

(中核事業に係る施設又は特例中核事業に係る施設に係る事業所税の不均一課税)

第18条 事業所用家屋(市税条例第177条の10第1項第5号に規定する事業所用家屋をいう。以下同じ。)で認定事業計画(中核事業計画又は特例中核事業計画に限る。以下この条において同じ。)に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものに係る事業所等(市税条例第177条の10第1項第4号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)のうち認定事業対象期間

たものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算して5年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

内に認定事業が開始されたものにおいて認定事業者が行う事業に対して課する事業所税（市税条例第177条の11第1項に規定する事業所税をいう。以下同じ。）のうち資産割（市税条例第177条の10第1項第1号に規定する資産割をいう。以下同じ。）の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、当該認定事業計画に係る認定事業に係る施設に係る事業所等において認定事業が開始された日から起算してそれぞれ同表に掲げる年を経過する日以後に最初に終了する事業年度（個人が行う事業に対して課する事業所税にあつては、個人に係る課税期間。以下同じ。）分までに限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第177条の15の規定を適用して計算した資産割額から、当該資産割額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

事業区分		経過 年数	割合
1	中核事業 別表第1の2 の項、6の項、	5年	3分 の2
2	特例中 核事業 7の項又は9 の項に掲げる	10年	3分 の2

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第4項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第4項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

	分野に該当する事業のうち規則で定めるもの		
3	中核事業	この表の1の項及び2の項に掲げるもの	5年 2分の1
4	特例中核事業	以外のもの	10年 2分の1

2、3 [略]

(国際経済事業計画の認定等)

第20条 [略]

2 [略]

3 第12条第2項及び第5項並びに第13条の規定は国際経済事業計画について、第14条の規定は第1項の認定について準用する。この場合において、第12条第2項中「特定事業に係る事業計画（以下「特定事業計画」という。）」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業に係る施設」とあるのは「国際経済事業に係る施設」と、第12条第5項第1号中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「認定事業」とあるのは「国際経

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

済事業」と、同項第2号中「第15条（認定事業に係る部分に限る。）又は第16条（認定事業に係る部分に限る。）」とあるのは「第21条（国際経済事業に係る部分に限る。）又は第22条（国際経済事業に係る部分に限る。）」と、「認定事業」とあるのは「国際経済事業」と、「償却資産及び土地」とあるのは「及び償却資産」と、第13条第1項中「前条」とあるのは「第20条」と、「事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、同条第2項中「事業変更計画」とあるのは「国際経済事業変更計画」と、第14条中「認定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「事業に関する計画」とあるのは「国際経済事業に関する計画」と、「前条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「従って認定事業」とあるのは「従って国際経済事業」と、「係る認定事業」とあるのは「係る国際経済事業」と読み替えるものとする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額に2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設(以下「国際経済事業施設」という。)のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、次の表に掲げる事業の区分に応じ、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日(その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ同表に掲げる割合を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

	事業区分	割合
1	別表第1の2の項、6の項、7の項又は9の項に掲げる	3分の2

	分野に該当する国際経済事業であって規則で定めるもの	
2	この表の1の項に掲げるものの以外の国際経済事業	2分の1

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間(令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間(令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定(以下この条において「当初認定」という。)を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和8年4月1日から事業開始日より起算して2月が経過した日の属する月の末日までの間に新たに取得したもの

(2)、(3) [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したもの

(4) [略]

(追加取得した国際経済事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定国際経済事業対象期間内に取得したもの

(2) 前号に規定する期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

(2) 認定国際経済事業対象期間内に、当該認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供するもの

(3) 国際経済事業開始日から起算して3月が経過した日の属する月の前月末日までに新たに取得したものの

(4) [略]

(特定事業計画から中核事業計画への変更)

第24条 認定特定事業者（第12条第1項の認定を受けた特定事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定事業計画」という。）に係る特定事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときはその変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特

日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(中核事業計画から特定事業計画への変更)

第25条 認定中核事業者（認定中核事業計画に係る中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用につい

定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日とする。

第26条から第29条まで 削除

ては、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特定事業計画から特例中核事業計画への変更）

第26条 認定特定事業者は、その行おうとしていた特定事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特定事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経

過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特定事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の特定事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画（第12条第1項の認定を受けた特例中核事業計画（第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に従って特例中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定

による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から特定事業計画への変更）

第27条 認定特例中核事業者（認定特例中核事業計画に係る特例中核事業を行う者をいう。以下同じ。）は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、特定事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、特定事業計画を作成した上で、当該特定事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特定事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特定事業に係る部分に限る。）及び第16条（特定事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特定事業計画に従って特定事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（中核事業計画から特例中核事業計

画への変更)

第28条 認定中核事業者は、その行おうとしていた中核事業の内容を変更し、特例中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定中核事業計画を変更し、特例中核事業計画を作成した上で、当該特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る特例中核事業計画と同項の規定による変更前の中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（特例中核事業に係る部分に限る。）、第16条（特例中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定特例中核事業計画に従って特例中核

事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

（特例中核事業計画から中核事業計画への変更）

第29条 認定特例中核事業者は、その行おうとしていた特例中核事業の内容を変更し、中核事業として行おうとするときは、第12条第1項の規定により特例中核事業計画の認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までに、認定特例中核事業計画を変更し、中核事業計画を作成した上で、当該中核事業計画

に係る第12条第1項の規定による認定を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による認定を行う場合において、当該認定に係る中核事業計画と同項の規定による変更前の特例中核事業計画との間に高い関連性があると認めるときは、当該認定後の第15条（中核事業に係る部分に限る。）、第16条（中核事業に係る部分に限る。）及び第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定の適用については、前項の規定により認定を受けた者が、変更前の特例中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けた当初から、認定中核事業計画に従って中核事業を行っていたものとみなすことができる。この場合における認定事業対象期間の終期は、当初認定を受けた事業計画に関し、前項の規定による変更の認定を受けた日（前項の規定による変更の認定を受ける前に第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項又は第28条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日）の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日とする。

(認定特定事業者に係る地位の全部の承継)

第30条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(6) [略]

2 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事業者及び認定国際経済事業者に係る地位の全部の承継への準用)

第31条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、

同条第2項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「認定特定事業

際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者の地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者及び認定国際経済

者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、

「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と読み替えるものとする。

(認定特定事業者の財産の一部の承継に係る地位の一部の承継)

第32条 次に掲げる者は、市長の承認を受けて、事業開始日以後、承継を受けた特定事業家屋等（第15条又は第16条の規定により固定資産税及び都市計画税につき不均一の課税の対象となる家屋、償却資産又は土地をいう。以下同じ。）に係る範囲内において、認定特定事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。

(1)～(4) [略]

2～4 [略]

(認定中核事業者、認定特例中核事

事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」と

業者及び認定国際経済事業者についての財産の一部の承継に係る地位の一部の承継への準用)

第33条 前条の規定は、認定中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項又は第29条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第24条第1項又は第29条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定中核事業者」と、「特定

あるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

事業を」とあるのは「中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定特例中核事業者が有していた第12条第1項、第13条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、「土地」とあるのは「土地並びに第18条（特例中核事業に係る部分に限る。）の規定により事業所税につき不均一の課税の対象となる事業所等」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第26条第1項又は第28条第1項」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特

定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「特例中核事業家屋等」と、同条第3項中「認定特定事業者」とあるのは「認定特例中核事業者」と、「特定事業を」とあるのは「特例中核事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「特例中核事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「特例中核事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定特例中核事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「特例中核事業計画に関する」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定国際経済事業者の地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは

3 前条の規定は、認定国際経済事業者が有していた第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条の認定に基づく地位の承継について準用する。この場合において、前条第1項中「事業開始日」とあるのは「国際経済事業開始日」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、「第15条又は第16条」とあるのは「第21条又は第22条」と、「償却資産又は土地」とあるのは「又は償却資産」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「第

「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

12条第1項、第13条第1項、第25条第1項又は第27条第1項」とあるのは「第20条第1項又は同条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、同条第2項中「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業家屋等」とあるのは「国際経済事業家屋等」と、同条第3項中「第13条第1項」とあるのは「第20条第3項において準用する第13条」と、「認定特定事業者」とあるのは「認定国際経済事業者」と、「特定事業を」とあるのは「国際経済事業を」と、「特定事業計画」とあるのは「国際経済事業計画」と、同条第4項中「特定事業の」とあるのは「国際経済事業の」と、「認定特定事業計画」とあるのは「認定国際経済事業計画」と、「特定事業計画に関する」とあるのは「国際経済事業計画に関する」と読み替えるものとする。

(事業の開始等の届出)

第34条 次の表の左欄に掲げる者は、

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするとき
は、その旨を速やかに市長に届け出
なければならない。

[略]	[略]
認定中核事 業者	[略]
[略]	[略]

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和11年3月31日限
り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この
条例は、前項に規定する日（以下「失
効日」という。）後も、なおその効力
を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、
認定オフィスビル事業計画に係
る第9条に規定する家屋（同条に
規定するオフィスビル認定事業
者が令和8年4月1日から失効

同表の右欄に定める事業を開始し、
休止し、又は廃止しようとするとき
は、その旨を速やかに市長に届け出
なければならない。

[略]	[略]
認定中核事 業者	[略]
認定特例中 核事業者	認定特例中核事業計画 に係る特例中核事業
[略]	[略]

附 則

- 1 [略]
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和8年3月31日限
り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 次に掲げるものについては、この
条例は、前項に規定する日（以下「失
効日」という。）後も、なおその効力
を有する。
(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税
ア 失効日までに取得され、かつ、
認定オフィスビル事業計画に係
る第9条に規定する家屋（同条に
規定するオフィスビル認定事業
者が令和5年4月1日から失効

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

日までの間に第3条第1項の規定による認定（アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。）を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。）で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産（第

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項又は第25条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。)を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である

土地（第15条に規定する認定事業者が令和8年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して3年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

土地（第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があったものに限る。）で当該認定事業者が所有するもの

オ 失効日までに取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供された第21条又は第22条に規定する家屋又は償却資産（第21条又は第22条に規定する認定国際経済事業者が特定期間に第20条第1項の規定による認定（オにおいて当初認定という。）を受けた場合にあっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は国際経済事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた国際経済事業計画に関し、同条第3項において準用する第

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項又は第24条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起

13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に供されたものを含む。)で当該認定国際経済事業者が所有するもの

- (2) 失効日までに認定事業計画に係る認定事業が開始された第18条に規定する事業所等(同条に規定する認定事業者が特定期間に中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定又は特例中核事業計画に係る第12条第1項の規定による認定(この号において「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第26条第1項、第28条第1項又は第29条第

算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

4 第4条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定により市長がオフィスビルの建設着手期限の延長をすることができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

5 第5条の規定は、失効日後も、同条の規定が効力を有するとしたならば当該規定によりオフィスビル事業計画の変更の認定を受けることができる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税

1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に、認定事業に係る認定事業を開始したものを含む。)において第18条に規定する認定事業者が行う事業に対して課する事業所税

の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

6 [略]

7 第8条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば
市長が当該規定に該当すると認める
者については、なおその効力を有す
る。

8 [略]

9 第13条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば当該規定により事業計
画の変更の認定を受けることができ
る者が、附則第3項の規定によりな
おその効力を有することとされるこ
の条例の規定に基づいて固定資産税
又は都市計画税に係る不均一の課税
の対象者となり得る限りにおいて、
なおその効力を有する。

10 第14条の規定（第20条第3項にお
いて準用する場合を含む。）は、失効
日後も、同条の規定が効力を有する
としたならば市長が当該規定に該当
すると認める者については、なおそ
の効力を有する。

11 第17条の規定は、失効日後も、同条
の規定が効力を有するとしたならば

4 [略]

5 [略]

当該規定により市長が認定事業に係る施設の建設着手期限を延長することができると認める者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税又は都市計画税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

12 第24条及び第25条の規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第24条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条及び第25条の規定が効力を有するとしたならば第25条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

6 第24条から第29条までの規定は、失効日後も、次に掲げる者が、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされるこの条例の規定に基づいて固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者となり得る限りにおいて、なおその効力を有する。

(1) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第24条又は第29条の規定により中核事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(2) 失効日後も第24条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば第25条又は第27条の規定により特定事業計画に係る第12条第1項の認定を受けることができる者

(3) 第24条から第29条ま

での規定が効力を有するとしな
らば第26条又は第28条の規定によ
り特例中核事業計画に係る第12条
第1項の認定を受けることができ
る者

13 [略]

14 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

[略]	[略]	[略]
[略]	第12条第4項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定中核 事業者	第12条第4項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
[略]	第20条第3項 において準用 する第12条第	[略]

7 [略]

8 第7条、第34条、第35条及び第36条の規定は、失効日後も、次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄に掲げる期限における同表の右欄に掲げる事業の実施に必要な限りにおいて、なおその効力を有する。

[略]	[略]	[略]
[略]	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定中核 事業者	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	[略]
認定特例 中核事業 者	第12条第5項 第1号に規定 する実施義務 期間終了まで	認定特例中 核事業計画 に係る特例 中核事業
[略]	第20条第3項 において準用 する第12条第	[略]

4項第1号に
規定する実施
義務期間終了
まで

5項第1号に
規定する実施
義務期間終了
まで

15 第12条第4項及び第20条第3項において準用する第12条第4項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

9 第12条第5項及び第20条第3項において準用する第12条第5項の規定に基づき本市と認定事業者及び認定国際経済事業者との間で締結された協定の効力については、失効日後も、なお従前の例による。

別表第2（第12条、第20条関係）

別表第2（第12条、第20条関係）

	事業区分	期間
1	第15条第1項、第18条第1項及び第21条第1項の適用を受けるもの	[略]
2	[略]	[略]

	事業区分	期間
1	第15条第1項の表の1の項、2の項、4の項及び5の項、第18条第1項の表の1の項及び3の項並びに第21条第1項の適用を受けるもの	[略]
2	第15条第1項の表の3の項及び6の項並びに第18条第1項の表の2の項及び4の項の適用を受けるもの	20年
3	[略]	[略]

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条及び第16条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「改正前条例」という。）第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（改正前条例第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和7年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和8年9月30日」とする。
- 3 新条例第18条の規定は、施行日以後に新条例第12条第1項の認定を受けた者が認定事業対象期間内に開始する認定事業に対して課する事業所税について適用し、同日前に改正前条例第12条第1項の認定を受けた者（改正前条例第24条第2項、第26条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）に対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第21条及び第22条の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に改正前条例第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 5 改正前条例第26条から第29条までの規定は、施行日以後も改正前条例第26条から第29条までの規定が効力を有するとしたならば当該規定により改正前条例

第12条第1項の認定を受けることができる者が、附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる固定資産税、都市計画税又は事業所税に係る不均一の課税の対象者である場合において、なおその効力を有する。

6 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者（改正前条例第13条第1項、第26条第2項又は第28条第2項の規定により、変更前の認定事業に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。以下同じ。）については、新条例第12条に規定する認定事業者とみなして新条例第13条、第14条、第17条、第19条、第35条及び第36条の規定を適用する。

7 この条例の施行の際現に認定特例中核事業者である者に関する改正前条例第31条第2項及び第33条第2項の規定により準用する改正前条例第30条第1項及び第32条第1項の規定並びに改正前条例第34条の適用については、なお従前の例による。

理 由

不均一課税の適用期限を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 29 号議案

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例の件
神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸国際会議場条例及び神戸国際展示場条例の一部を改正する条例

(国際会議場条例の一部改正)

第 1 条 神戸国際会議場条例（昭和55年10月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								
別表（第8条関係）								
（1）各施設の利用料金								
ア メインホール等の使用料								
施設	利用料金（単位円）							
	使用時間 使用日	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	時間外 の利用料金 （30分につき）
メイン	[略]	87,000	113,000	132,000	160,000	213,000	251,000	23,000
ホール等	[略]	130,000	150,000	170,000	233,000	287,000	331,000	28,000

イ メインホール等を除く施設の使用料

施設		利用料金（単位円）						
室名	面積 （単位平方メートル）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	時間外 の利用料金 （30分につき）
国際会議室	[略]	104,000	135,000	135,000	214,000	242,000	312,000	27,000
レセプションホール	[略]	55,000	72,000	72,000	114,000	130,000	166,000	14,000
中	[略]	49,000	64,000	64,000	102,000	113,000	148,000	13,000
・	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正前								
別表（第8条関係）								
（1）各施設の利用料金								
ア メインホール等の使用料								
施設	利用料金（単位円）							
	使用時間 使用日	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	時間外 の利用料金 （30分につき）
メイン	[略]	75,000	98,000	114,000	139,000	185,000	218,000	20,000
ホール等	[略]	113,000	130,000	147,000	202,000	249,000	287,000	24,000

イ メインホール等を除く施設の使用料

施設		利用料金（単位円）						
室名	面積 （単位平方メートル）	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後6時から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	時間外 の利用料金 （30分につき）
国際会議室	[略]	90,000	117,000	117,000	186,000	210,000	271,000	23,000
レセプションホール	[略]	47,000	62,000	62,000	99,000	113,000	144,000	12,000
中	[略]	42,000	55,000	55,000	88,000	98,000	128,000	11,000
・	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

小 会 議 室	[略]	[略]	28,000	35,000	35,000	57,000	63,000	82,000	7,000
	[略]	[略]	21,000	27,000	27,000	42,000	49,000	63,000	6,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	14,000	18,000	18,000	28,000	32,000	41,000	4,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	10,000	12,000	12,000	18,000	20,000	26,000	3,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

施設区分	利用料金	時間外の利用料金
全施設	1日につき <u>1,380,000円</u>	30分につき <u>106,000円</u>
5階会議室(501~505)を除く 全施設	1日につき <u>1,076,000円</u>	30分につき <u>83,000円</u>
メインホール等を除く全施設	1日につき <u>1,216,000円</u>	30分につき <u>102,000円</u>
メインホール等及び5階会議 室(501~505)を除く全施設	1日につき <u>871,000円</u>	30分につき <u>73,000円</u>

備考 [略]

(3) [略]

小 会 議 室	[略]	[略]	24,000	30,000	30,000	49,000	54,000	71,000	6,000
	[略]	[略]	18,000	23,000	23,000	36,000	42,000	54,000	5,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	12,000	15,000	15,000	24,000	27,000	35,000	3,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]	8,000	10,000	10,000	15,000	17,000	22,000	2,000
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							
	[略]	[略]							

備考 [略]

(2) 全施設の利用料金

施設区分	利用料金	時間外の利用料金
全施設	1日につき <u>1,200,000円</u>	30分につき <u>92,000円</u>
5階会議室(501~505)を除く 全施設	1日につき <u>935,000円</u>	30分につき <u>72,000円</u>
メインホール等を除く全施設	1日につき <u>1,057,000円</u>	30分につき <u>88,000円</u>
メインホール等及び5階会議 室(501~505)を除く全施設	1日につき <u>757,000円</u>	30分につき <u>63,000円</u>

備考 [略]

(3) [略]

(国際展示場条例の一部改正)

第2条 神戸国際展示場条例(昭和55年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全施設（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>3,072,000円</u>	30分につき <u>193,000円</u>
1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,484,000円</u>	30分につき <u>156,000円</u>
1号館及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,830,000円</u>	30分につき <u>114,000円</u>
2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>2,079,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,830,000円</u>)	30分につき <u>130,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>115,000円</u>)

イ 1号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき <u>1,242,000円</u>	30分につき <u>79,000円</u>
展示室	1階の全部使用	[略]	1日につき <u>665,000円</u>
	2階の全部使用	[略]	1日につき <u>701,000円</u>
	2階の一部使用	[略]	1日につき <u>443,000円</u>
		[略]	1日につき <u>342,000円</u>
		30分につき <u>42,000円</u>	
		30分につき <u>44,000円</u>	
		30分につき <u>28,000円</u>	
		30分につき <u>22,000円</u>	

改正前

別表（第8条関係）

(1) 展示室等の利用料金

ア 複数の施設（駐車場を除く。）を使用する場合の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全施設（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,671,000円</u>	30分につき <u>167,000円</u>
1号館及び2号館（駐車場を除く。）の使用	[略]	1日につき <u>2,160,000円</u>	30分につき <u>135,000円</u>
1号館及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,591,000円</u>	30分につき <u>99,000円</u>
2号館（駐車場を除く。）及び3号館の使用	[略]	1日につき <u>1,807,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>1,591,000円</u>)	30分につき <u>113,000円</u> (集会使用の場合にあつては、 <u>100,000円</u>)

イ 1号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき <u>1,080,000円</u>	30分につき <u>68,000円</u>
展示室	1階の全部使用	[略]	1日につき <u>578,000円</u>
	2階の全部使用	[略]	1日につき <u>609,000円</u>
	2階の一部使用	[略]	1日につき <u>385,000円</u>
		[略]	1日につき <u>297,000円</u>
		30分につき <u>36,000円</u>	
		30分につき <u>38,000円</u>	
		30分につき <u>24,000円</u>	
		30分につき <u>19,000円</u>	

多目的室	[略]	1日につき	58,000円	30分につき	4,000円
------	-----	-------	---------	--------	--------

ウ 2号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき 1,491,000円	30分につき 94,000円	1日につき 1,242,000円	30分につき 79,000円
展示室	北半分の使用	[略] 589,000円	[略] 37,000円	[略] 460,000円	[略] 29,000円
	南半分の使用	[略] 529,000円	[略] 34,000円	[略] 410,000円	[略] 26,000円
会議室	2階	[略] 170,000円	[略] 11,000円	[略] 127,000円	[略] 9,000円
		[略] 61,000円	[略] 5,000円	[略] 46,000円	[略] 4,000円
	3階	[略] 224,000円	[略] 14,000円	[略] 168,000円	[略] 11,000円
		[略] 73,000円	[略] 5,000円	[略] 55,000円	[略] 4,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
展示室	[略]	1日につき 756,000円	30分につき 48,000円	1日につき 588,000円	30分につき 37,000円

多目的室	[略]	1日につき	50,000円	30分につき	3,000円
------	-----	-------	---------	--------	--------

ウ 2号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
全室の使用	[略]	1日につき 1,296,000円	30分につき 81,000円	1日につき 1,080,000円	30分につき 68,000円
展示室	北半分の使用	[略] 512,000円	[略] 32,000円	[略] 400,000円	[略] 25,000円
	南半分の使用	[略] 460,000円	[略] 29,000円	[略] 356,000円	[略] 22,000円
会議室	2階	[略] 147,000円	[略] 9,000円	[略] 110,000円	[略] 7,000円
		[略] 53,000円	[略] 4,000円	[略] 40,000円	[略] 3,000円
	3階	[略] 194,000円	[略] 12,000円	[略] 146,000円	[略] 9,000円
		[略] 63,000円	[略] 4,000円	[略] 47,000円	[略] 3,000円

エ 3号館の利用料金

使用区分	面積の概数 (単位 平方メートル)	展示使用		集会使用	
		利用料金	時間外の利用料金	利用料金	時間外の利用料金
展示室	[略]	1日につき 657,000円	30分につき 41,000円	1日につき 511,000円	30分につき 32,000円

(2) 駐車場の利用料金

区分	利用料金
普通駐車	最初の2時間まで <u>400円</u> 超過1時間までごとに 150円
定期駐車	[略]

備考 [略]

(2) 駐車場の利用料金

区分	利用料金
普通駐車	最初の2時間まで <u>300円</u> 超過1時間までごとに 150円
定期駐車	[略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に神戸国際会議場条例第 5 条及び神戸国際展示場条例第 5 条の許可を受ける者が納付すべき使用料について適用し、同日前に神戸国際会議場条例第 5 条及び神戸国際展示場条例第 5 条の許可を受けた者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

理 由

神戸国際会議場及び神戸国際展示場の利用料金を改定するにあたり、条例を改正する必要があるため。

第 30 号議案

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例の件
 神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸フィッシャリーナ条例の一部を改正する条例

神戸フィッシャリーナ条例（平成13年 7 月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第 1（第 6 条関係）					別表第 1（第 6 条関係）				
継続係留又は一時係留の別及び施設の種類			係留するプレジャーボートの長さ	使用料（1 区画につき）	継続係留又は一時係留の別及び施設の種類			係留するプレジャーボートの長さ	使用料（1 区画につき）
継	簡	6 メ	[略]	1 月に	継	簡	6 メ	[略]	1 月に
続	易	一 ト		つき	続	易	一 ト		つき
係	係	ル バ		<u>19,140</u>	係	係	ル バ		<u>16,500</u>
留	留	一 ス		円	留	留	一 ス		円
	施	7 メ	[略]	1 月に		施	7 メ	[略]	1 月に
	設	一 ト		つき		設	一 ト		つき

以外の施設	ルバース		<u>21,670</u> 円
		[略]	1月につき <u>24,200</u> 円
	8メートルルバース	7.5メートル以下	1月につき 26,400 円
		7.5メートルを超え8メートル以下	1月につき 27,500 円
	9メートルルバース	[略]	1月につき <u>33,220</u> 円
		[略]	1月につき <u>36,300</u> 円
12メートルルバース	[略]	1月につき <u>43,340</u> 円	
	[略]	1月につき	

以外の施設	ルバース		<u>18,750</u> 円
		[略]	1月につき <u>21,000</u> 円
	8メートルルバース		1月につき 21,000 円
	9メートルルバース	[略]	1月につき <u>28,750</u> 円
		[略]	1月につき <u>31,500</u> 円
12メートルルバース	[略]	1月につき <u>37,500</u> 円	
	[略]	1月につき	

			<u>47,630</u> 円
		[略]	1月につき <u>51,920</u> 円
	15メートルバース	[略]	1月につき <u>60,060</u> 円
		[略]	1月につき <u>64,680</u> 円
		[略]	1月につき <u>69,300</u> 円
	簡易係留施設		1月につき <u>9,680</u> 円
一時係留		[略]	1日につき <u>3,630</u> 円
		[略]	1日につき

			<u>41,250</u> 円
		[略]	1月につき <u>45,000</u> 円
	15メートルバース	[略]	1月につき <u>52,000</u> 円
		[略]	1月につき <u>56,000</u> 円
		[略]	1月につき <u>60,000</u> 円
	簡易係留施設		1月につき <u>8,400</u> 円
一時係留		[略]	1日につき <u>3,150</u> 円
		[略]	1日につき

		<u>6,050</u>				<u>5,250</u>
		円				円
	[略]	1日に			[略]	1日に
		つき				つき
		<u>9,680</u>				<u>8,400</u>
		円				円
備考 [略]				備考 [略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

理 由

神戸フィッシャリーナの使用料を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 31 号議案

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年 4 月 条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条関係）							別表第1（第5条関係）						
公園名	釣り料		入園料	駐車料			公園名	釣り料		入園料	駐車料		
	利用料金	基本釣り料		割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料		単車駐車料	基本釣り料		割増釣り料	基本駐車料	割増駐車料
神戸市立須磨海づり公園	1人につき 1,500円 (700円)	1人1時間につき 350円 (170円)	1人1回につき 300円 (100円)	[略]	[略]	[略]	神戸市立須磨海づり公園	1人につき 1,200円 (700円)	1人1時間につき 300円 (170円)	1人1回につき 200円 (100円)	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	1人につき 1,500円 (600円)	1人1時間につき 350円 (150円)		1台1回につき 700円	1台1時間につき 150円	[略]	神戸市立平磯海づり公園	1人につき 1,000円 (600円)	1人1時間につき 250円 (150円)		1台1回につき 500円	1台1時間につき 100円	[略]
備考 [略]							備考 [略]						

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

神戸市立海づり公園の利用料金を改定するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 32 号議案

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件
 神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例（令和 2 年 4 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）に係る次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用、</u></p>	<p>（開設者による売買取引の結果等の公表）</p> <p>第 49 条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

市場の揭示場への揭示その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等(市場において取扱予定のないものを除く。)

(2) 前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

卸売市場法（昭和46年法律第35号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

VI 報 告 事 項

料金の改定

(1) 北野異人館「萌黄の館」入館料改定

1. 趣旨

萌黄の館における入館料について、施設の魅力向上及び利用者の利便性の向上を図り、持続可能な施設の運営を確立するため入館料を改定する。

2. 改定（案）

・通常料金（全ショッピングセンター）

入館料	金額	
	現行	改定案
単館券（大人）	400 円	<u>500 円</u>
団体券（30 名以上）	320 円	<u>400 円</u>
2館共通券 （風見鶏の館との共通券）	650 円	<u>800 円</u>

3. 改定時期

令和8年4月1日

(2) 六甲山牧場駐車料金改定

1. 趣旨

六甲山牧場における駐車料金について、六甲山牧場の周辺民間等駐車料金との均衡を図るため、改定を行う。

2. 改定(案)

駐車料	金額	
	現行	改定案
平日:普通車	500 円/日	1,000 円/日

3. 改定時期

令和8年4月1日